

令和7年度に発生したカキへい死被害を受けた方へ 岡山かき経営安定化資金利子補給制度のご案内

令和7年度に発生したカキのへい死被害を受けたカキ養殖業を営む漁業者が、経営の維持を図るために金融機関等から借り入れた資金に係る利子の一部を補助します。

ご利用いただける方

以下の条件をすべて満たす方が対象です

- ・岡山県内の漁業協同組合に所属してカキ養殖業を営む方
- ・令和7年度に発生したカキのへい死被害を受けた方
- ・市町村からカキへい死被害に係る証明書の発行を受けた方

制度の対象となる資金

令和7年12月1日～令和8年4月30日までに借り入れた資金

※上記期間内に資金が手元に振り込まれたものが対象です

利子補給制度の概要

交付対象となる融資の限度額	1経営体当たり 600万円
利子補給率	2%以内
利子補給期間	3年以内
融資機関	信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫 等
資金使途	事業の継続に必要な資金

手続きの流れ

利子補給の申請は漁協を経由して書類を提出する必要があります。
融資については金融機関へ、申請については所属の漁協へご相談ください。

1

金融機関等へ
相談・融資

2

所属漁協へ
相談

3

漁協経由で
申請

4

利子補給
手続き開始

5

利子補給金の
交付は令和9年
1月以降※

申請期限 令和8年5月30日

※1年分(1月～12月)の利子補給金が
翌年1月以降にまとめて支払われます